

第 5553 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 9月15日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ☞ クレジットカードによる国税の納付

**Q**：税金が、クレジットカードで納めることができるようになるそうですが、どのようなになるのですか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

平成28年度の税制改正では、納税者の利便性の向上のため納付手段の多様化を図るという観点から、税金(国税)をクレジットカードで納めることができる制度が創設されました。概要は、次のとおりです。

- ①税額が1,000万円未満で、かつ、クレジットカードによって決済することができる金額以下であること
- ②納付が可能な税目は、所得税、法人税、消費税など「納付書を添えて納付」することとされている税目が対象となり、印紙を貼り付けて納付するなど、納付書を添えて納付されない税目は対象になりません。
- ③納付する場合の具体的な手続きは、インターネットを利用できるパソコン等から国税庁のホームページにアクセスした上で、そこから遷移される納付受託者のweb画面において、クレジットカード番号や有効期限などを入力を行うことが必要になりますが、一般的に行われるインターネット上でのクレジット決済と同様に、特段の事前準備は必要ありません。
- ④この取扱いは、平成29年1月4日以後の納付から運用され、源泉所得税については、同年6月以後かの納付から利用可能となる予定です。

